

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 被災者支援のための備え</p> <p>第2 食糧、生活必需品等の供給体制の整備</p> <p>1 食糧の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>(1) 市の体制整備 (略) なお、備蓄・調達品目の設定においては、乳幼児、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮するものとする。</p> <p>(参考) 県の公的備蓄品 イ 生活必需品等 毛布、ビニールシート、簡易トイレ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパー等</p> <p>(参考) 県の流通在庫備蓄品 イ 生活必需品等 ～、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ等</p> <p>第2節 要配慮者安全確保のための備え <u>(新規)</u></p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 被災者支援のための備え</p> <p>第2 食糧、生活必需品等の供給体制の整備</p> <p>1 食糧の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>(1) 市の体制整備 (略) なお、備蓄・調達品目の設定においては、乳幼児、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮<u>や</u>、アレルギー対策、<u>感染症対策</u>等を考慮するものとする。</p> <p>(参考) 県の公的備蓄品 イ 生活必需品等 毛布、ビニールシート、簡易トイレ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパー、<u>マスク、消毒液</u>等</p> <p>(参考) 県の流通在庫備蓄品 イ 生活必需品等 ～、使い捨てカイロ、マスク、<u>消毒液</u>、ガムテープ等</p> <p>第2節 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>第3 要配慮者の避難所等における支援体制の確保</p> <p><u>市は、県と協力し、避難所等で福祉的支援を行うDWAT（災害派遣福祉チーム）が災害発生時に迅速な派遣及び受入れが可能となるよう、DWATに参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進するものとする。</u></p>	3	感染症対策の拡充

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p>第3 外国人に対する防災対策の充実</p> <p>第3節 ボランティア活動のための備え</p> <p>第3 一般ボランティアの活動環境の整備</p> <p>2 一般ボランティアの活動拠点等の整備</p> <p>災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5 (新規)</u></p>	<p>第4 外国人に対する防災対策の充実</p> <p>第3節 ボランティア活動のための備え</p> <p>第3 一般ボランティアの活動環境の整備</p> <p>2 一般ボランティアの活動拠点等の整備</p> <p>災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。</p> <p><u>県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は、災害時、それぞれ、「ボランティア支援本部」、「災害ボランティアセンター」における、ボランティアの受入れ、調整、紹介を組織として一元化して行えるよう、あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化をするとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズへの的確な対応を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 被災者支援の迅速・適切な実施</p> <p><u>インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。</u></p>		14 ボランティア活動の促進に関する見直し
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 避難生活の確保、健康管理</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 避難生活の確保、健康管理</p>		

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
第2 避難所等における生活環境の整備 3 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及 <p>市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。</p>	第2 避難所等における生活環境の整備 3 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及 <p>市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、<u>咳エチケット</u>、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。</p>	20	感染症対策の拡充
第3 健康管理 2 避難所の感染症対策 <p>市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。</p> <p>また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。</p> <p><u>(新規)</u></p>	第3 健康管理 2 避難所の感染症対策 <p>市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。</p> <p>また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。</p> <p><u>なお、避難所における感染症対策について、避難者の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用等を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。</u></p>	22	
第3節 ボランティア活動の支援 <p>大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。</p> <p>このため、市は、<u>被災者の生活支援のため</u>、ボランティアの協力を得ることにより<u>被害拡大の防止</u>を図るものとする。</p>	第3節 ボランティア活動の支援 <p>大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。</p> <p>このため、市は、ボランティアの協力を得ることにより、<u>被災者の早期の生活再建</u>を図るものとする。</p>	22	ボランティア活動の促進に関する見直し
第1 一般ボランティアの活動環境の整備 1 受入れ体制の確保	第1 一般ボランティアの活動環境の整備 1 受入れ体制の確保		

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p>大規模な災害発生後直ちに、県社会福祉協議会は、ボランティア支援本部を設置して、ボランティアの受入体制を確保するとともに、市社会福祉協議会においても<u>ボランティア現地本部</u>を設置して、ボランティアの受入れ体制を確保する。</p> <p>2 「受入窓口」の運営</p> <p>市社会福祉協議会が運営する<u>ボランティア現地本部</u>における主な活動内容は、次に示すとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第2 ボランティア受入れ窓口との連携・協力</p> <p>1 市と<u>ボランティア現地本部</u>との連携</p> <p>市は、災害発生後、社会福祉課にボランティア担当窓口を開設し、市と<u>ボランティア現地本部</u>との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。</p>	<p>大規模な災害発生後直ちに、県社会福祉協議会は、ボランティア支援本部を設置して、ボランティアの受入体制を確保するとともに、市社会福祉協議会においても<u>災害ボランティアセンター</u>を設置して、ボランティアの受入れ体制を確保する。</p> <p>2 「受入窓口」の運営</p> <p>市社会福祉協議会が運営する<u>災害ボランティアセンター</u>における主な活動内容は、次に示すとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第2 ボランティア受入れ窓口との連携・協力</p> <p>1 市と<u>災害ボランティアセンター</u>との連携</p> <p>市は、災害発生後、社会福祉課にボランティア担当窓口を開設し、市と<u>災害ボランティアセンター</u>との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。</p>		
<p>第4節 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達</p> <p>第3 被災者への情報伝達</p> <p>市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の状況、余震の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。</p>	<p>第4節 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達</p> <p>第3 被災者への情報伝達</p> <p>市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の状況、余震の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等、<u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド</u>等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。</p>	25	防災基本計画の修正
<p>第8節 要配慮者安全確保対策計画</p> <p>第3 在宅の要配慮者に対する安全確保対策</p>	<p>第8節 要配慮者安全確保対策計画</p> <p>第3 在宅の要配慮者に対する安全確保対策</p>		

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<u>(新設)</u>	<u>7 DWATの派遣</u> 市は、必要に応じて、県に対してDWATの派遣要請を行うものとする。	37	県地域防災計画の修正
第3章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化 第6 農林漁業復旧資金 4 農業災害補償 農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。	第3章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化 第6 農林漁業復旧資金 4 農業災害補償 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。	50	農業災害補償法の修正
第9 租税及び公共料金等の特例措置 2 その他公共料金の特例措置 (3) 電気事業 東京電力株式会社（茨城支店）は、災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。	第9 租税及び公共料金等の特例措置 2 その他公共料金の特例措置 (3) 電気事業 小売り電気事業者等は、災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。	53	電力の小売自由化に伴う修正
第2節 被災施設の復旧 第4 解体、がれき処理 1 作業体制の確保 市は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について	第2節 被災施設の復旧 第4 解体、がれき処理 1 再生利用の促進 市は、災害復旧事業の実施に伴って、被害を受けた施設の解体及びがれき処理を行う場合には、発生する廃棄物の再生利用によ	61	県地域防災計画の修正

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p>て検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町村、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者と連携体制を構築する。</p> <p>2 災害対策</p> <p>(1) 状況把握</p> <p>市は、職員による巡回等により迅速に被災地域の状況を把握する。</p> <p>(2) 処理の実施</p> <p>市は、(1)に基づき、住宅、所管の道路及び河川施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。</p> <p>(3) 集積地の確保</p> <p>市は、解体収集後のがれき等を集積するため集積地を確保する。集積地が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積地の確保を要請する。</p>	<p>り、最終処分量の削減に努めるものとする。</p> <p>2 災害廃棄物処理事業との連携</p> <p>市は、堆積土砂の除去事業や農用地の災害復旧事業の実施に当たり、当該事業に伴って生じた廃棄物の処理について、災害廃棄物処理事業と併せて実施する場合には、関係部局が密接に連携して調整を行い、計画的な実施に努めるものとする。</p>		